

奈良先端科学技術大学院大学情報科学研究科履修規程

平成16年4月1日
規程第20号

(指導教員)

- 第2条 授業科目の履修指導及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うため、学生1人ごとに2人以上の指導教員を定める。
- 2 指導教員のうち、1人を主指導教員とし、教授をもって充てる。
 - 3 学修上又は研究指導上必要がある場合は、指導教員を変更することができる。
-

奈良先端科学技術大学院大学バイオサイエンス研究科履修規程

平成16年4月1日
規程第21号

(指導教員)

- 第2条 授業科目の履修指導及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うため、学生1人ごとに講座等が異なる2人以上の指導教員を定める。
- 2 指導教員のうち、1人を主指導教員とする。
 - 3 学修上又は研究指導上必要がある場合は、指導教員を変更することができる。
-

奈良先端科学技術大学院大学物質創成科学研究科履修規程

平成16年4月1日
規程第22号

(指導教員)

- 第2条 授業科目の履修指導及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うため、学生1人ごとに講座等が異なる2人以上の指導教員を定める。
- 2 指導教員のうち、1人を主指導教員とする。
 - 3 学修上又は研究指導上必要がある場合は、指導教員を変更することができる。